

消費者行政の充実に向けた財政支援

【担当省庁】消費者庁

奈良県における取組

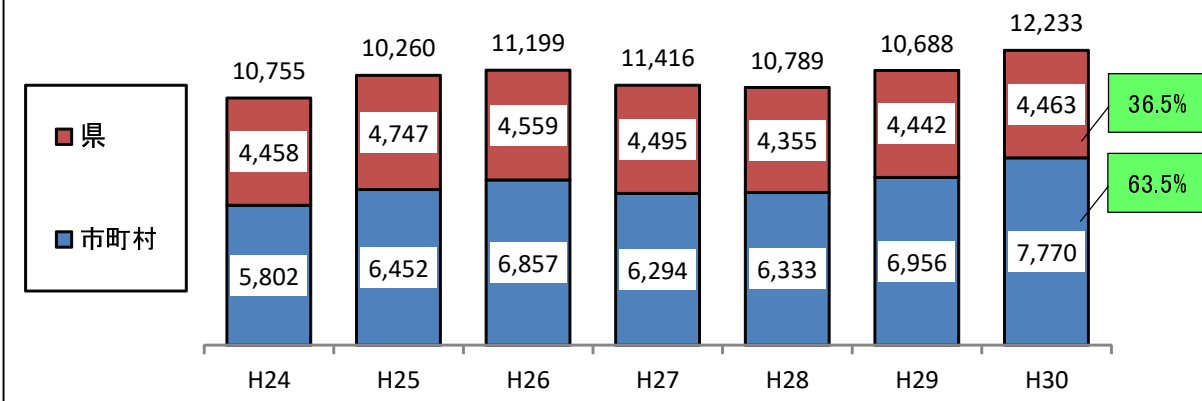
1 市町村の相談窓口の充実に対する支援

- 「いつでも、どこでも」をキーワードに市町村における継続的な相談体制を確立するため、複数市町村による広域連携を促進し、**県内全ての市町村が有資格者による相談窓口を設置**
- 消費生活相談員の人件費を補助することにより、市町村相談窓口の相談日の増加を支し、**市町村における相談窓口の機能強化を促進**

【市町村の相談窓口の開設状況】

窓口開設市町村	平成30年度現在
設置済	39市町村
うち週4日以上	29市町村
うち週3日	0
うち週2~1日	10市町村
未設置	0
合計	39市町村

県内消費生活相談に占める県と市町村の件数と受付割合(%)



2 県における消費生活相談体制の充実・強化

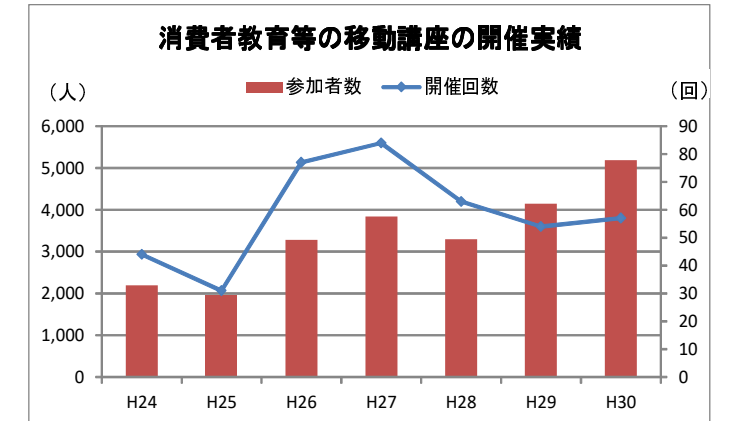
- 県消費生活センターは、中核センターとして市町村による解決困難な事案や複数の市町村をまたぐ広域的な事案を取り扱う**センター・オブ・センターズ**として機能
- 市町村に対する適切な助言等**を行うために、県消費生活センターに、総合的市町村窓口支援プロデューサーや高度専門相談員（弁護士）などを配置し、**高度・専門的な相談への対応やあっせんによる解決**を実施

3 消費者教育の充実・強化

- 民法改正による成年年齢引き下げ等の社会経済情勢の変化を踏まえ、平成31年3月に**第2次消費者教育推進計画**（2019～2023年度：5年間）を策定。この計画に基づき**若年者・高齢者教育の強化**に重点的に取組を実施
- 県内の高等学校等における消費者庁作成教材「**社会への扉**」を活用した授業の促進（平成30年度：67校中45校で実施）や、県内の学校や地域団体等に対する移動講座など、**消費者被害の未然・拡大防止のための啓発活動**を実施



奈良県立ろう学校における「社会への扉」を活用した授業風景（H30年6月）



国にお願いすること

地方消費者行政の充実・強化を図るため、下記のとおり、**地方消費者行政強化交付金の継続・拡充**をお願いしたい。

- 「地方消費者行政推進事業」について、活用期間までの**所要額を確保**するとともに、**長期・継続的に財政支援**を行われたい。
- 「地方消費者行政強化事業」について、**新たに示された補助率の要件^{※1}を撤廃**するとともに、**使途拡大^{※2}及び補助率嵩上げなど制度の拡充**を図られたい。

※1 消費者行政予算における自主財源額の対前年度伸び率や交付金依存度に応じて、補助率を1/2から1/3に引下げ

※2 高齢者に対する消費者教育の推進等への活用

【県担当部局】 暮らし創造部消費・生活安全課